

特定建設作業に係る届出書と添付書類の作成要領

1 届出書の提出方法

届出書は、発注者から建設工事を請負った元請負者が、当該特定建設作業を実施する7日前までに、特定建設作業の種類ごとに正及び写し各1通（計2通）を添えて八代市環境課又は鏡支所にあつては市民環境課、坂本支所、千丁支所、東陽支所、泉支所にあつては地域振興課に提出して下さい。

2 届出書の記入要領

- ① 年月日：実際に届出書を提出する年月日を記入してください。
- ② 届出者：代表者氏名のほか実際に事務を担当する者の氏名並びに連絡先（電話番号、内線番号）を用紙の余白に記載してください。
- ③ 建設工事の名称：当該建設作業に係る工事の名称を具体的に記載してください。例えば、〇〇ビル新設工事、〇〇商店街改築工事、〇〇道路改良工事などです。
- ④ 特定工事の目的に係る施設又は工作物の種類：例えば、〇〇道路とか、〇〇ビル等を記載していただき、工作物の種類には建築物の構造等を具体的に記載してください。
- ⑤ 特定建設作業の種類：届出に係る建設作業の種類を記載してください。
- ⑥ 騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2及び熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第13に規定する機械の名称、型式及び仕様：当該建設作業に係る機械の名称、型式及び仕様を具体的に詳しく記載してください。
- ⑦ 特定建設作業の場所：建設作業を実施する所在地（地番まで明確にしてください。）を記載してください。
- ⑧ 特定建設作業の実施の期間：日曜日、祭日等を含めた総日数を記載してください。
- ⑨ 特定建設作業の開始及び終了の時刻：建設作業の開始及び終了時刻を記載するとともに、作業日については実施期間の中で日曜日、祭日を除いた日数、すなわち実際に建設作業を実施する日数を記載してください。また、実働時間については1日の作業時間を記載してください。
- ⑩ 騒音・振動の防止の方法：例えば、建設機械に防具をつける、作業現場周辺に板囲いをする等具体的な防止の方法を記載してください。

3 添付書類

- ① 特定建設作業の場所の付近の見取図（工事現場の周囲200m以内）
作業現場付近の近況が一目でわかるように主要目標等をあわせて記載してください。
- ② 特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示した図面

以上が特定建設作業実施届出書の記載要領ですが、不明な点については、八代市環境課（0965-33-4114）にお尋ねください。

○騒音規制法に基づく特定建設作業（騒音規制法施行令別表第二）

- 1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
- 2 びょう打機を使用する作業
- 3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mをこえない作業に限る。）
- 4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- 5 コンクリートプリント（混練機の混練容量が0.45 m³以上のものに限る。）又は、アスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
- 6 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。）を使用する作業
- 7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。）を使用する作業
- 8 ブルトーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。）を使用する作業

○振動規制法に基づく特定建設作業（振動規制法施行令別表第二）

- 1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
- 2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- 3 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
- 4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）

○熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく特定建設作業（条例施行規則別表第十三）

- 1 コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）
- 2 パワーショベル、バックホウその他これに類する掘削機械を使用する作業（騒音規制法施行令別表第二第六号、第七号又は第八号に規定する作業を除く。）
- 3 鋼球を使用する作業
（備考）
上記の作業のうち、作業を開始した日に当該作業が終わるものは特定建設作業としない。

特定建設作業実施届出書

記入例

令和2年 7月 1日

八代市長 様

届出者 住所 八代市松江城町〇〇番地
 (株)八代〇〇建設
 氏名 代表取締役 〇 〇 〇 〇
 電話 0965-33-4114
 (氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名)

特定建設作業を実施するので ~~騒音規制法第14条第1項(第2項)~~
~~振動規制法第14条第1項(第2項)~~
熊本県生活環境の保全等に関する条例第51条第1項~~(第2項)~~
 の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	〇〇駐車場舗装工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物種類	〇〇駐車場舗装工			
特定建設作業の種類	掘削機械を使用する作業			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2及び熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第13に規定する機会の名称、型式及び仕様	バックホウ(コベルコ SK35SR 定格出力17.7kw)2台			
特定建設作業の場所	八代市〇〇町〇〇番地			
特定建設作業の実施の期間	自 令和17年7月15日	至 令和17年7月29日		15日間
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 午前9時	至 午後5時	10日	7時間
騒音・振動の防止の方法	作業現場に防音シートを設置する。			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号 0965 (〇〇) 〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社 代表取締役 〇 〇 〇 〇			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	(株)八代〇〇建設 現場責任者 〇 〇 〇 〇			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代理者の氏名	電話番号 ()			
下請人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号 ()			
※受理年月日				
※審査結果				

- 備考 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第13に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
 2 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、熊本県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第13に掲げる特定建設作業の種類を記載すること。
 3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業しない日を明示すること。
 4 特定建設作業の開始及び終了の時刻の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 6 用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとすること。